

三重県商工会連合会
会長 坂下啓登 様

「三重県緊急事態措置」に基づく新型コロナウイルス感染症拡大防止
に向けた職場等での取組に関する要請

平素は、三重県内における雇用経済行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

去る令和3年8月20日に、「三重県まん延防止等重点措置」を発出し、県民の皆様、事業者の皆様にご協力をお願いしたところです。しかしながら、その後も新規感染者数は増え続けており、8月21日には400人を超え、これまでにない爆発的な増加となっています。

本県においては、緊急的な病床の確保を進め、重症患者・中等症患者・重症化リスクの高い方が入院できる体制の維持等に取り組んできたところですが、大変残念なことに、自宅療養中に亡くられるという事態が本県においても発生しています。このような悲しい事態を二度と繰り返さないためにも、一日も早く感染の波を抑え込まなければなりません。

このため、県では8月21日、政府に対して緊急事態宣言の発令を要請し、8月25日に本県に発令されることとなりました。これを受け、8月27日から9月12日までを措置実施期間とし、県内全域を実施区域とする「三重県緊急事態措置～かけがえのない命を守るために～」を発出することといたしました。

この「三重県緊急事態措置」に基づき、感染拡大防止を更に強化するため、事業者の皆様には、県内全域で酒類やカラオケ設備を提供する飲食店への休業要請や、大規模集客施設への営業時間短縮などの要請のほか、事業所における出勤者削減等のお願いをさせていただきます。

県としましては、県内における医療提供体制を守り、通常であれば救えるはずであった命が救えないという事態にならないよう、全庁をあげて対策に取り組んでまいります。

事業者の皆様には、これまでも大変厳しいお願いをしており、更にご不便をおかけすることになり、心苦しい限りではありますが、この危機を事業者の皆様をはじめとする県民の皆様と一丸となって乗り越えていきたいと考えていますので、より一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

貴団体におかれましては、この旨ご理解いただきますとともに、職場等における下記の感染防止対策について、会員企業の皆様に対し、周知くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 ローテーション勤務、時差出勤、オンライン会議ツールの活用などの接触機会低減の取組や、在宅勤務（テレワーク）・休暇の促進により、地域や業務の特性もふまえ、出勤者の7割削減に取り組んでください。

- 2 20時以降の外出自粛を要請していることをふまえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務の抑制をお願いします。
- 3 従業員に対し、食事や休憩など「居場所の切り替わり」の場面、寮での共同生活などでの感染防止対策の徹底を周知してください。
- 4 外国人を雇用されている場合、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」などにも掲載されていますので、参考としてください。

令和3年8月25日

三重県知事 鈴木英敬

